

令和5年 No31

○国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則の制定

改正理由

センター機構及びセンターの組織再編並びに係体系の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年3月31日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和5年規則第19号

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則（平成16年規則第3号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編並びに係体系の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(事務組織)</p> <p>第2条 本学に、庶務、会計、教務、学生の厚生支援、施設、学術情報、<u>学部、機構及び附属学校等</u>に関する事務を処理させるため、事務局、経営企画室及び監査室を置く。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(係)</p> <p>第6条 第2条の室及び第4条の課に、別表に掲げる係を置く。</p> <p>第3章 所掌事務 第1節 学務部 (学務課)</p> <p>第7条 学務課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 学務事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) 教員養成カリキュラムの企画・立案及び連絡調整に関すること。</p> <p><u>(3) 教員養成カリキュラム改革推進本部の業務に関し、連絡調整すること。</u></p> <p><u>(4) 学部の教育課程の編成及び授業運営に関すること。</u></p> <p><u>(5)～(17) 〔省略〕</u></p> <p><u>(18) 学部の研究生 (外国人留学生に関するものを除く。)</u>に関すること。</p> <p>(19) 特別支援教育特別専攻科 (入学者選抜試験を除く。)に関すること。</p> <p>(20)～(25) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(学生課)</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(事務組織)</p> <p>第2条 本学に、庶務、会計、教務、学生の厚生支援、施設、学術情報、<u>学部及び附属学校等</u>に関する事務を処理させるため、事務局、経営企画室及び監査室を置く。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(係)</p> <p>第6条 第2条の室及び第4条の課に、別表に掲げる係を置く。</p> <p>第3章 所掌事務 第1節 学務部 (学務課)</p> <p>第7条 学務課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 学務事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) 教員養成カリキュラムの企画・立案及び連絡調整に関すること。</p> <p><u>(3) 学部の教育課程の編成及び授業運営に関すること。</u></p> <p><u>(4)～(16) 〔省略〕</u></p> <p><u>(17) 学部の研究生 (外国人留学生に関するものを除く。)</u>に関すること。</p> <p><u>(18) 障害学生に対する指導及び助言並びに支援に関すること。</u></p> <p>(19) 特別支援教育特別専攻科 (入学者選抜試験を除く。)に関すること。</p> <p>(20)～(25) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(学生課)</p>

第9条 学生課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(3) 〔省略〕

(4) 学生相談、学生支援等に関する事。

(5) 学生旅客運賃割引証に関する事。

(6)・(7) 〔省略〕

(8) 課外活動施設の管理に関する事。

(9) 学生支援センターの業務に関する事。

(10) 学生支援センターの業務を担当する教員の勤務時間、休暇、出張、研修、兼業、旅費、用務外出及び謝金の請求事務等に関する事。

(11) 学生相談室に関する事。

(12) 障がい学生支援室に関する事。

(13) 保健管理センターの業務に関する事。

(14) 所掌事務の調査及び報告に関する事。

(15) その他他の課の所掌に属さない学生の厚生支援に関する事。

(キャリア支援課)

第10条 〔省略〕

(1)～(9) 〔省略〕

(入試課)

第11条 〔省略〕

(1)～(7) 〔省略〕

(国際課)

第12条 国際課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 国際交流の事務に関し、企画立案し、及び連絡調整する事。

(2) 国際的な連携協力に関し、連絡調整する事。

(3) 国際戦略推進本部の業務に関し、連絡調整する事。

(4) 外国の大学、研究所等との学術・学生交流協定の締結に関する事。

(5)～(9) 〔省略〕

(10) 在外教育施設等との連絡調整に関する事。

(11) 国際交流／留学生センターの業務に関する事。

(12) 国際交流／留学生センターの業務を担当する教員の勤務時間、休暇、出張、研修、兼業、旅費、用務外出及び謝金の請求事務等に関する事。

(13) 日本語予備教育に関する事。

(14)～(16) 〔省略〕

(先端教育推進課)

第9条 学生課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(3) 〔省略〕

(4) 学生相談、学生支援等に関する事。

(5) 学生の健康診断及び保健施設の管理運営に関する事。

(6) 学生旅客運賃割引証に関する事。

(7)・(8) 〔省略〕

(9) 課外活動施設の管理に関する事。

(10) 学生相談室に関する事。

(11) 所掌事務の調査及び報告に関する事。

(12) その他他の課の所掌に属さない学生の厚生支援に関する事。

(キャリア支援課)

第9条の2 〔省略〕

(1)～(9) 〔省略〕

(入試課)

第10条 〔省略〕

(1)～(7) 〔省略〕

(国際課)

第11条 国際課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 国際交流の事務に関し、企画立案し、及び連絡調整する事。

(2) 国際的な連携協力に関し、連絡調整する事。

(3) 外国の大学、研究所等との学術・学生交流協定の締結に関する事。

(4)～(8) 〔省略〕

(9) 在外教育施設等との連絡調整に関する事。

(10) 留学生センターの運営に関する事。

(11) 日本語予備教育に関する事。

(12)～(14) 〔省略〕

(先端教育推進課)

第13条 先端教育推進課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 先端教育人材育成推進機構の運営に関すること。
- (2) 現職教育の支援に係る事務に関し、企画立案し、及び連絡調整すること。
- (3) 先端教育人材育成推進機構の本部、ユニット、グループ、上廣道徳・倫理教育研究開発室等（他の課の所掌に属するものを除く。）の業務に関すること。
- (4) 教員養成フラッグシップ大学指定に係る事務に関すること。
- (5) 現職教員研修推進本部の業務に関し、連絡調整すること。
- (6) 指定教員養成機関の指導と承認に関すること。
- (7) 学校図書館司書教諭講習に関すること。
- (8) 先端教育人材育成推進機構教員の人事に関すること
- (9) 先端教育人材育成推進機構教員の勤務時間、休暇、出張、研修、兼業、旅費、用務外出及び謝金の請求事務等（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (10) 所掌事務の調査及び報告に関すること。
- (11) その他先端教育人材育成推進機構の業務支援及び現職教育の支援に関すること。

第2節 総務部

(総務課)

第14条 総務課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1)～(4) 〔省略〕
- (5) 法人の登記に関すること。
- (6) DX推進本部の業務に関し、連絡調整すること。
- (7) 秘書業務に関すること。
- (8)～(18) 〔省略〕

2 〔省略〕

- (1)～(8) 〔省略〕

(人事課)

第15条 人事課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1)～(4) 〔省略〕
- (5) 事務職員の研修に関すること。
- (6) PD推進本部の業務に関し、連絡調整すること。
- (7) 職員の評価（附属学校課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (8) 職員の健康管理、安全管理に関すること。

第11条の2 先端教育推進課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 先端教育人材の育成等の推進及び現職教育の支援に係る事務に関し、企画立案し、及び連絡調整すること。
- (2) 先端教育人材育成推進機構の運営に関すること。
- (3) 現職教員研修推進本部の業務に関し、連絡調整すること。
- (4) 指定教員養成機関の指導と承認に関すること。
- (5) 学校図書館司書教諭講習に関すること。
- (6) 所掌事務の調査及び報告に関すること。
- (7) その他先端教育人材の育成等の推進及び現職教育の支援に関すること。

第2節 総務部

(総務課)

第12条 総務課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1)～(4) 〔省略〕
- (5) 法人の登記に関すること。
- (6) 秘書業務に関すること。
- (7)～(17) 〔省略〕

2 〔省略〕

- (1)～(8) 〔省略〕

(人事課)

第13条 人事課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1)～(4) 〔省略〕
- (5) 事務職員の研修に関すること。
- (6) 職員の健康管理、安全管理に関すること。

(9) 〔省略〕

(10) 男女共同参画推進本部の業務に関し、連絡調整すること。

(11)～(15) 〔省略〕

(附属学校課)

第16条 附属学校課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1)・(2) 〔省略〕

(3) 附属学校教員の勤務時間、休暇、出張、研修、兼業等に関すること。

(4) 附属学校教員の総合的業績評価に関すること。

(5) 附属学校の中期目標・中期計画及び点検評価に関し連絡調整すること。

(6)～(14) 〔省略〕

(学術情報課)

第17条 〔省略〕

(1)～(10) 〔省略〕

2 〔省略〕

(1)～(6) 〔省略〕

(情報基盤課)

第18条 情報基盤課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(4) 〔省略〕

(5) 全学の情報セキュリティに関すること。

(6) I C T／情報基盤センターの業務に関すること。

(7) I C T／情報基盤センターの業務を担当する教員の勤務時間、休暇、出張、研修、兼業、旅費、用務外出及び謝金の請求事務等に関すること。

(8) 事務情報システムの導入及び維持管理支援に関すること。

(9)・(10) 〔省略〕

第3節 財務・研究推進部

(財務課)

第19条 〔省略〕

(1)～(17) 〔省略〕

(経理課)

第20条 〔省略〕

(1)～(15) 〔省略〕

(施設課)

第21条 〔省略〕

(1)～(17) 〔省略〕

(7) 〔省略〕

(8) 男女共同参画に関すること。

(9)～(13) 〔省略〕

(附属学校課)

第14条 附属学校課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1)・(2) 〔省略〕

(3) 附属学校教員の勤務時間、休暇、出張、研修、兼業等に関すること。

(4) 附属学校の中期目標・中期計画及び点検評価に関し連絡調整すること。

(5)～(13) 〔省略〕

(学術情報課)

第15条 〔省略〕

(1)～(10) 〔省略〕

2 〔省略〕

(1)～(6) 〔省略〕

(情報基盤課)

第16条 情報基盤課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(4) 〔省略〕

(5) 全学の情報セキュリティに関すること。

(6) I C Tセンターの運営に関すること。

(7) 事務情報システムの導入及び維持管理支援に関すること。

(8)・(9) 〔省略〕

第3節 財務・研究推進部

(財務課)

第17条 〔省略〕

(1)～(17) 〔省略〕

(経理課)

第18条 〔省略〕

(1)～(15) 〔省略〕

(施設課)

第19条 〔省略〕

(1)～(17) 〔省略〕

(研究・連携推進課)

第22条 研究・連携推進課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1)～(8) 〔省略〕
- (9) 紀要及び論叢の出版に関する事。
- (10) 教育インキュベーション推進機構の運営に関する事並びに教育インキュベーションセンター、こどもの学び困難支援センター及びOECD日本共同研究プロジェクトの業務に関する事。
- (11) 教育インキュベーション推進機構教員の勤務時間、休暇、出張、研修、兼業、旅費、用務外出及び謝金の請求事務等に関する事。
- (12) 東京学芸大Explayground推進機構との連携・協力に関する事。
- (13)～(18) 〔省略〕

(学系支援課)

第23条 学系支援課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 〔省略〕
- (2) 教員の勤務時間、休暇、出張、研修、兼業、旅費、用務外出及び謝金の請求事務等（他の課の所掌に属するものを除く。）に関する事。
- (3)・(4) 〔省略〕
- (5) 教室構成員に関する事。

- (6) 放射性同位元素実験施設に関する事。
- (7) 大学教育研究基盤センター機構及び現職教員支援センター機構の運営に関する事並びに環境教育研究センター、特別支援教育・教育臨床サポートセンター及び理科教員高度支援センターの業務に関する事。

(8)・(9) 〔省略〕

第24条～第35条 〔省略〕

(課に置く室長)

第36条 課に置く室に室長を置き、課長、副課長又は専門員をもって充てる。

第37条・第38条 〔省略〕

第5章 補則

(補則)

第39条 事務局長は、事務局の業務を処理する上で必要がある場合は、第27条から第38条までに規定する職員以外の職員を置くことができる。

(規則の改廃)

(研究・連携推進課)

第20条 研究・連携推進課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1)～(8) 〔省略〕
- (9) 紀要の出版に関する事。
- (10) 教育インキュベーション推進機構の運営に関する事並びに教育インキュベーションセンター及びこどもの学び困難支援センターの運営に関する事。

- (11) 東京学芸大Explayground推進機構との連携・協力に関する事。
- (12)～(17) 〔省略〕

(学系支援課)

第21条 学系支援課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 〔省略〕
- (2) 教員の勤務時間、休暇、出張、研修、兼業等に関する事。

- (3)・(4) 〔省略〕
- (5) 教室構成員に関する事。
- (6) 旅費、用務外出及び謝金の請求事務に関する事。
- (7) 放射性同位元素実験施設に関する事。
- (8) 大学機能強化センター機構及び現職教員支援センター機構の運営に関する事並びに環境教育研究センター、特別支援教育・教育臨床サポートセンター及び理科教員高度支援センターの運営に関する事。

(9)・(10) 〔省略〕

第22条～第33条 〔省略〕

(課に置く室長)

第34条 課に置く室に室長を置き、副課長又は専門員をもって充てる。

第35条・第36条 〔省略〕

第5章 補則

(補則)

第37条 事務局長は、事務局の業務を処理する上で必要がある場合は、第25条から第36条までに規定する職員以外の職員を置くことができる。

(規則の改廃)

第40条 〔省略〕

〔省略〕

別表（第6条関係）

学務部	〔省略〕	
	学生課	厚生係 学生支援係 課外教育係
〔省略〕		

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

第38条 〔省略〕

〔省略〕

別表（第6条関係）

学務部	〔省略〕	
	学生課	厚生係 学生支援係 課外教育係 <u>学生生活係</u>
〔省略〕		